

監査指摘事項の措置状況通知書

市立旭川病院事務局

令和3年度（No. 1）監査結果報告書 定期監査関係分

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>① ドクターズクラーク業務（内科クラーク）委託において、仕様書における派遣労働者の雇用条件に係る記載を誤っていたほか、社会保険の加入状況の把握が不十分なもの、勤務時間の算定に当たり実績報告及び管理台帳において実態と異なる記載があるものなど、不明瞭な点が複数見受けられたことから、今後は労働者派遣契約の基本的な事項を再確認し、適切な事務執行に努められたい。</p>	<p>誤りの原因は、雇用条件に係る記載が齟齬をきたしていた点を始め、全て関係文書等の突合チェック等が不十分だったことによる。</p> <p>派遣職員の社会保険加入についての法令を確認し、社会保険の加入状況を適宜確認するようにした。</p> <p>また、派遣職員が作成するタイムシートと派遣先管理台帳の勤務時間を突き合わせてチェックするように対処した。</p>
<p>② 委託契約事務に当たっては、目的に沿った適切な仕様とするとともに、合理的な基準に基づき正確に積算することが求められるが、定められた積算手法によっていないもの、保守対象業務の内容が仕様と一致していないものなどが見受けられたことから、基本的な事務処理を再確認し、指摘事項はもとより誤りやすい項目を複数の職員で重点的に確認するなど、効率的かつ効果的なチェック体制の構築に努められたい。</p>	<p>平成29年度までに契約を担当していた職員3名のうち、人事異動で平成30年度に2名が転出、残りの1名も令和2年度に担当から外れたため、平成29年度監査で指摘された内容を契約事務になれていない後任者にうまく引き継げなかった。また、業務過多で十分時間を割いて準備作業ができなかったため、時間がない中、前例踏襲で契約をつなぐことで精一杯の状況になってしまったことによる。</p> <p>令和4年度からの契約事務に向けて備忘録を12月に作成し、1月31日から運用を開始した。</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

市立旭川病院事務局

令和3年度（No. 1）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
経営管理課	(2) 契約に関する事務 [改善を要するもの] ① 入院病棟ほかエレベーター保守点検業務委託において、積算に当たり直接人件費を算出する際に、積載量に係る加算を誤ったことにより、積算金額が過大となっていた。 なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。	令和4年度の当該業務の契約締結に当たり、前回と同じ誤りをしないよう注意して予定価格の積算を行った。	令和4年 2月22日